

告 示

埼玉県告示第九百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカドー錦町店

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十二日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

上福岡東ショッピングプラザ

埼玉県ふじみ野市大原二―一―三十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十二日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷ビル

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目六百番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ミスターマックス 代表取締役 平野能章

福岡県福岡市東区松田一丁目五番七号

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番一 外計十者

ハ 変更年月日

平成二十九年六月三十日外

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十五日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第九百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ越谷店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ケーズデンキ越谷弥十郎店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一外

（変更後）ケーズデンキ越谷店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日外

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十四日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二番三十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十四日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ所沢店

埼玉県所沢市若松町八〇九番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十四日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキふじみ野店

埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番四十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十四日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 外 計二者

（変更後） 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘正喜

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 外 計二者

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十三日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第九百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ上尾店

埼玉県上尾市大字久保字芝通六十九番二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ケーズデンキ上尾店

埼玉県上尾市大字久保字芝通六十九番二外

（変更後）ケーズデンキ上尾店

埼玉県上尾市大字久保字芝通六十九番二外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日外

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十四日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ本庄店

埼玉県本庄市小島字三杵山十七番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後）株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十九年八月二十四日

二 縦覧期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月八日から平成三十年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、入間第一用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住	所
理事	浅見秀治	埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸七百十五番地	
同	宮寺征二	同	同 長瀬四百五十六番地
同	清水逸司	同	同 川角千三百四番地二
同	加藤勉	同	同 岩井西四丁目十七番地十八
監事	有山道春	同	同 大字葛貫七百十番地
同	山崎均	同	同 市場二十三番地

二 退任

職名	氏名	住	所
理事	浅見秀治	埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸七百十五番地	
同	宮寺征二	同	同 長瀬四百五十六番地
同	山崎均	同	同 市場二十三番地
同	平野隆雄	同	同 長瀬百四十三番地
同	加藤勉	同	同 岩井西四丁目十七番地十八
監事	清水逸司	同	同 大字川角千三百四番地二
同	有山道春	同	同 大字葛貫七百十番地

告 示

埼玉県告示第九百九十四号

測量計画機関である滑川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

滑川町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

滑川町全域

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第九百九十五号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

本庄市

二 作業種類

公共測量（MMS計測（車載写真レーザ測量））

三 作業地域

本庄市全域

四 作業期間

平成二十九年八月二十一日から平成三十年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第九百九十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

三芳町藤久保第一土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十年十月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚、字俣埜、字東の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保七百七十九番地一

五 設立認可の年月日

平成十年十月二十七日

六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保七百七十九番地一」から「埼玉県入間郡三芳町大字藤久保五千百六十九番地」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十九年九月八日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市連雀町四番九地先から同 市連雀町一番一地先まで		区 間
二二・八七〇 二八・九六	二二・八七〇 二七・六六	敷地の幅員 (メートル)
一七・二二三		延長 (メートル)
る。 街路整備事業によ		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市連雀町三番一地先から同 市連雀町五番二地先まで		区 間
二〇・〇二〇 二二二・六三	二〇・〇二〇 二〇・〇三	敷地の幅員 (メートル)
一五・七三		延長 (メートル)
る。 街路整備事業によ		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
入間市河原町一四三番二地先から 同市河原町一四三番七地先まで		区 間
一七・〇〇〇 一七・五〇〇	一七・〇〇〇 二一・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一八・〇〇〇		延長 (メートル)
入間市駅北口土地区画整理事業による。		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市蒔田字高橋二五九〇番一地从 から 同市蒔田字高橋二五七六番一地从 で （ただし、関係図面に表示する部分 に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年九月十一日 （午前八時三十分）</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年六月 三十日付け埼玉県 秩父県土整備事務 所長告示第十六号 で告示した道路予 定区域の一部供用 開始である。 延長二七四・〇〇 メートル</p>

告 示

埼玉県公営企業告示第四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量
埼玉県江南中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 7,368,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県行田浄水場総務部総務担当
埼玉県行田市大字小針 1632 番地
- 3 供給期間
平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 4 需要場所
埼玉県熊谷市小江川 1793 番地 1 埼玉県江南中継ポンプ所
- 5 落札者を決定した日
平成 29 年 7 月 14 日
- 6 落札者の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社
埼玉県さいたま市南区别所一丁目 1 番 16 号
- 7 落札金額（税抜）
117,004,002 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 29 年 6 月 2 日

告 示

埼玉県公営企業告示第四十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量
埼玉県荒木取水ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 6,127,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県行田浄水場総務部総務担当
埼玉県行田市大字小針 1632 番地
- 3 供給期間
平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 4 需要場所
埼玉県行田市荒木 4908 番地 埼玉県荒木取水ポンプ所
- 5 落札者を決定した日
平成 29 年 7 月 14 日
- 6 落札者の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社
埼玉県さいたま市南区别所一丁目 1 番 16 号
- 7 落札金額（税抜）
97,419,384 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 29 年 6 月 2 日

告 示

埼玉県公営企業告示第四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量
埼玉県高坂中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 5,014,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県吉見浄水場総務部総務担当
埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198 番地
- 3 供給期間
平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 4 需要場所
埼玉県東松山市西本宿 200 番地 1 埼玉県高坂中継ポンプ所
- 5 落札者を決定した日
平成 29 年 7 月 14 日
- 6 落札者の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社
埼玉県さいたま市南区别所一丁目 1 番 16 号
- 7 落札金額（税抜）
82,692,106 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 29 年 6 月 2 日

告 示

埼玉県公営企業告示第四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年九月八日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量
埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 2,000,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県吉見浄水場総務部総務担当
埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198 番地
- 3 供給期間
平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 4 需要場所
埼玉県鶴ヶ島市大字高倉 1042 番地 6 埼玉県高倉中継ポンプ所
- 5 落札者を決定した日
平成 29 年 7 月 14 日
- 6 落札者の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社
埼玉県さいたま市南区别所一丁目 1 番 16 号
- 7 落札金額（税抜）
33,765,134 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 29 年 6 月 2 日

告 示

埼玉県病院事業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十九年九月八日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

オンライン血液透析濾過装置 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月31日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に輸入され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に輸入し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 石井・松丸

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問
合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

循環器・呼吸器病センター 用度担当 森田

電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情
報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成29年
10月19日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年10月18日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成29年10月19日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成29年9月27日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年9月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Online hemodiafiltration apparatus

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., October 19, 2017 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., October 18, 2017)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年九月八日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥 生

一 日時

平成二十九年九月十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選挙管告示第三十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年九月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十九年九月十一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について